

労務 ROAD

■令和元年度地域別最低賃金改定の目安

今年度の地域別最低賃金額改定の目安について、答申が取りまとめられました。今後、これをもとに金額が決定され、10月1日から10月上旬までの間に順次発効される予定です。

都市部と大阪周辺の改定後の目安額は以下の通りです。

都道府県	改定額	引上げ額	発行予定日
東京都	1013 円	28 円	2019 年 10 月 1 日
神奈川県	1011 円	28 円	2019 年 10 月 1 日
愛知県	926 円	28 円	2019 年 10 月 1 日
大阪府	964 円	28 円	2019 年 10 月 1 日
京都府	909 円	27 円	2019 年 10 月 1 日
兵庫県	899 円	28 円	2019 年 10 月 1 日
奈良県	837 円	26 円	2019 年 10 月 5 日
滋賀県	866 円	27 円	2019 年 10 月 3 日
福岡県	841 円	27 円	2019 年 10 月 1 日

★ポイント

- ・東京、神奈川で全国初の時間額 1,000 円超え
- ・改定額の全国加重平均額は 901 円（昨年度 874 円）
- ・最高額（1,013 円）と最低額（790 円）の金額差は 223 円

【厚生労働省 より】

■9月1日より日・中社会保障協定が発効されます

〈社会保障協定とは…〉

海外で働く場合、日本の社会保障制度に加え、働いている国の社会保障制度に加入をする必要があり、保険料を二重に負担しなければならない場合が生じています。

また、日本や海外の年金を受けとるためには、一定期間の加入が必要な場合があるため、それぞれの国で負担した年金保険料が年金受給につながらないことがあります。

そのため、以下の目的のために社会保障協定が締結されています。

①二重加入の防止

「保険料の二重負担」を防止するために加入すべき制度を二国間で調整する。

②年金加入期間の通算

年金受給資格を確保するために、両国の年金制度への加入期間を通算することにより、年金受給のために必要とされる加入期間の要件を満たしやすくする。

※日本は 22 ヶ国と協定を署名済、うち 19 ヶ国が発行済（2019 年 7 月時点）

9月1日以降はこの協定により、日中両国の企業等からそれぞれ相手国に一時的（派遣期間5年以内）に派遣される被用者等は、原則として派遣元国の年金制度にのみ加入することとなります。

※協定発効前から中国に派遣されていた方については、発効日以降5年間、原則として派遣元国の年金制度にのみ加入することとなります。

【厚生労働省 より】

VOL.658
(1908-4)



河本社労士事務所

〒541-0056
大阪市中央区久太郎町
1-9-26 船場 IS ビル 5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
編集担当：矢尾・君野・川端

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6264-6543 まで！

キャリアアップ助成金 ミニセミナーのおしらせ

9月27日(金)10～12時
定員：6名(先着順)
参加費：1名1000円

詳細のお問い合わせや
参加お申込み等、ご連絡
お待ちしております！

SNSでもお役立ち情報
配信中です



【アカウント】
Facebook: 河本社労士事務所
Instagram: @ksj_koumoto
Twitter: @ksj_koumoto